

[事案 29-185] 特定疾病保険金支払請求

・平成 30 年 10 月 19 日 裁定終了

<事案の概要>

保険金額の増額分が告知義務違反により解除され、併せて増額分の保険金が支払われなかったことを不服として、特定疾病保険金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

がんと診断されたため、平成 22 年 1 月に契約し、平成 27 年 8 月に告知を行い、増額を申し込んだ特定疾病保障定期保険契約にもとづき、特定疾病保険金を請求したが、告知日の数日前に検査を指示され、検査の結果、腫瘍を指摘されている点を告知しなかったとして、増額分について告知義務違反により解除され、増額前の金額しか保険金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、告知義務違反による増額部分の契約解除は無効であり、増額された金額の給付金を支払ってほしい。

- (1)告知時点の直近の人間ドックにおいて「のう胞はあるが異常はなし」との診断結果を受け
ており、告知書の「異常が認められなかった場合」に該当する。
- (2)自分は告知日後に良性ののう胞であることを医師から告げられており、病名および病名を
医師から告げられた日について、保険会社に取り付けた医師の回答書の内容は誤りである。
- (3)平成 27 年 8 月の検査は、人間ドックで勧められた別の箇所の検査を行ったものである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は医師から検査を指示されたが、本契約の告知の時点ではその検査の結果について
知らなかったものであり、「異常が認められなかった場合」には該当しない。
- (2)申立人は、告知日の 6 日前に検査の指示を受け、3 日前に検査を受けている。
- (3)医師の回答書の内容に誤りはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、増額手続き時の状況および検査等の経緯を把握するため、申立人の事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が告知時点において告知書に記載する必要がない「異常が認められなかった場合」に該当していたとは認められず、告知義務違反があったと認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。